

資料 1-1

長野市中心市街地活性化プランの延長について

令和4年1月20日（木）

1 長野市の「中心市街地活性化計画」の経過

第一期長野市中心市街地活性化基本計画（内閣総理大臣の認定計画）

H19.5～H24.3【4年11ヶ月】

第二期長野市中心市街地活性化基本計画（内閣総理大臣の認定計画）

H24.4～H29.3【5年】

長野市中心市街地活性化プラン（長野市独自の計画）

H29.10～R4.3【4年6ヶ月】

2 長野市中心市街地活性化プランの延長が必要な理由

第三期長野市中心市街地活性化基本計画の認定（内閣総理大臣の認定）に当たって

●**認定期間（5年）内に「ハード事業の完了と目標指標に対する効果発現」が必要**であるため、このような状況が想定される期間まで延長するもの。

●以下の**事務手続き（策定作業）が3年程度必要**となるため。

・目標、指標、各種事業の内容精査

⇒ スマートシティ、善光寺門前イノベーションタウン構想、SDGsなど「新しい生活様式」に対応し、新たな時代に向けた計画

・現状の課題の洗い出しのための各種指標の調査

・基幹事業（ハード事業）について、原則として、関係権利者の全員同意

・内閣府との事前協議

・内閣府への申請

3 スケジュール

